

○函館工業高等専門学校における名義の使用許可等に関する取扱要項

平成29年7月10日

函高専達第70号

函館工業高等専門学校における名義の使用許可等に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における共催、後援、協賛その他これに類する名義の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業 団体等が開催する会議，研究会，シンポジウム，競技会，キャンペーンその他の催事をいう。
- 二 主催 団体等が事業を自己の責任において主体的に開催することをいう。
- 三 共催 団体等が主催する事業について，本校が共同して開催し，本校教職員が職務として企画・運営に参画することをいう。
- 四 後援 団体等が主催する事業について，本校がその趣旨に賛同して，応援，援助することをいう。
- 五 協賛，協力その他これに類する名義 原則後援名義を使用する事業において，特に主催する団体等から協賛その他これに類する名義を使用したい旨の要望がある場合をいう。

(名義)

第3条 本校の名義は，次の各号のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校
- 二 函館工業高等専門学校
- 三 函館高専
- 四 National Institute of Technology, Hakodate College

(団体等の範囲)

第4条 本校の名義の使用許可を受けることができる団体等は，次の各号の一に該当するものとする。

- 一 国の機関(独立行政法人を含む。)
- 二 地方公共団体及びその機関
- 三 学校及び教育研究機関

- 四 教育，学術，文化又はスポーツに関する団体(任意団体を含む。)
- 五 一般社団法人，一般財団法人及びこれに準ずる団体(宗教法人及び政治団体を除く。)
- 六 新聞社，放送局その他の報道機関
- 七 その他校長が名義を使用させることが適当と認めるもの

#### (事業の範囲)

第5条 本校の名義の使用許可を受けることができる団体等は，次の各号の一に該当するものとする。

- 一 その目的が，本学の教育・研究目的に沿ったものであること。
- 二 教育，学術，文化又はスポーツの振興に寄与する事業等で，かつ，事業等の目的が本校の発展に寄与すると認められること。
- 三 団体等の存立基盤が明確であり，かつ，当該事業等を遂行できる能力があると認められること。
- 四 事業等の開催計画が明確であり，かつ，本学の業務遂行に支障をきたさないものであること。
- 五 政治活動，宗教活動又は営利事業の一環として行われるものでないこと。
- 六 その実施にあたって，公衆衛生，災害防止等について十分な措置が講ぜられていること。
- 七 本校が経費を負担しないものであること。ただし，共催事業にあつては，この限りでない。
- 八 参加者等に生じた損害について，本校が賠償責任を負わないこと。

#### (申請)

第6条 本学の名義の使用許可を受けようとする団体等の代表者(以下「申請者」という。)は，次に掲げる書類を原則として当該事業開催予定日の2か月前までに校長に提出しなければならない。

- 一 函館工業高等専門学校名義使用許可申請書(別紙第1号様式)
  - 二 事業の目的，計画，期間等の事項を記載した事業計画書(参加者から入場料，参加料等を徴収する場合は収支予算書を含む。また，本校以外に共催，後援等を予定している団体等がある場合は，当該団体等名が記載されたものであること。)
  - 三 主催者の概要及び事業関係者に関する事項を記載した資料
  - 四 ポスター，パンフレットその他参考資料
- 2 校長は，必要があると認めるときは，前項に掲げる書類以外の資料の提出を求めることができる。

#### (許可)

第7条 校長は、前条の申請があったときは、第4条及び第5条の規定により審査し、名義の使用許可又は不許可を決定するものとする。この場合において、名義の使用許可をするときは、必要に応じて、条件を付することができる。

(許可又は不許可の通知)

第8条 校長は、名義の使用許可を決定したときは函館工業高等専門学校名義使用許可通知書(別紙第2号様式)により、名義の使用不許可を決定したときは函館工業高等専門学校名義使用不許可通知書(別紙第3号様式)により団体等の責任者に通知するものとする。

(遵守事項)

第9条 名義の使用許可を受けた団体等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 函館工業高等専門学校名義使用許可通知書により記載された事項によること。
- 二 申請時の申請書又は事業計画に変更があった場合には、直ちに校長に届け出ること。
- 三 事業を行うにあたって、本校の施設、設備等を利用するときは、事前に本校の規程に基づく手続きを行うこと。
- 四 本校の尊厳及び品位を損なうことのないように使用すること。

(許可の取り消し等)

第10条 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

- 一 申請書等に虚偽の記載があったとき。
  - 二 この要項の規定又は本校が付した条件に違反したことが認められたとき。
  - 三 その他名義を使用させることが不相当と認められるとき。
- 2 校長は、名義の使用許可を取り消したときは、函館工業高等専門学校名義使用許可取消通知書(別紙第4号様式)により団体等の責任者に通知するものとする。
- 3 名義の使用許可を受けていない団体等又は第1項の規定により名義の使用許可を取り消された団体等が本校の名義を使用した場合、校長は、名義の使用を中止させることができる。

(事業終了の報告)

第11条 名義の使用許可を受けた団体等の責任者は、事業終了後、速やかに函館工業高等専門学校名義使用報告書(別紙第5号様式)により校長に報告しなければならない。

(校章、ロゴマークの使用)

第12条 本校の名義の使用に加え、本校の校章及びロゴマークを使用する場合には、第6条に規定する申請書に、使用を希望する旨を付記しなければならない。

(庶務)

第13条 名義の使用許可に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、本校の名義の使用許可に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則(平成29年7月10日函高専達第70号)

この要項は、平成29年7月10日から施行する。



別紙第 2 号様式(第 8 条関係)

函高専総第 号  
年 月 日

函館工業高等専門学校名義使用許可通知書

殿

函館工業高等専門学校長

印

年 月 日付けで申請のあった本校の名義使用について、下記のとおり許可しますので通知します。

記

1. 使用許可する名義	
2. 名義の区分	
3. 使用許可期間	年 月 日( )~ 年 月 日( )
4. 事業の名称	
5. 条件	
6. 備考	

別紙第3号様式(第8条関係)

函高専総第 号  
年 月 日

函館工業高等専門学校名義使用不許可通知書

殿

函館工業高等専門学校長

印

年 月 日付けで申請のあった本校の名義使用について、下記のとおり不許可としますので通知します。

記

1. 事業の名称	
2. 不許可とした理由	
3. 備考	

別紙第4号様式(第10条関係)

函高専総第 号  
年 月 日

函館工業高等専門学校名義使用許可取消通知書

殿

函館工業高等専門学校長

印

年 月 日付け函高専総第 号にて通知した本校の名義使用許可について、下記のとおり許可を取り消すこととしましたので通知します。

記

1. 事業の名称	
2. 取り消した理由	
3. 備考	

